

今押さえておきたい

失敗しない採用方法・消費税軽減税率の概要と実務

2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、食料品等の特定品が8%の税率に据え置かれる消費税の軽減税率制度が導入される予定です。

これに必要な事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上がない事業者や消費税の納税義務のない免税事業者を含め、全ての事業者に関係します。

本セミナーでは、消費税軽減税率の概要を学ぶと共に、人材募集に係るノウハウや、本当に必要な人材を明確にし、面接段階で採用後のミスマッチを防止する方法について学ぶことができます。

研修カリキュラム

1日目

講師：Inspire 's

副代表 寺尾 美香氏

- 募集方法について
ワーク（募集方法で改善できるとことは？）
- 自社の魅力抽出
ワーク（会社の魅力の言語化）
- 求人票の書き方

2日目

講師：丸井会計事務所

丸井 裕司氏

- 消費税の概要と納税義務
- 消費税の計算の仕組み
- 消費税の軽減税率制度の概要と実務
- 人件費と消費税の関係

日時

平成30年12月 3日(月) 14:00~16:30
平成30年12月12日(水) 14:00~16:30

定員

30名 ※定員に達し次第締め切ります。お早目にお申し込みください。

参加費

無 料

会場

八尾商工会議所 3階

※駐車場は最初の1時間は無料、その20分ごとに100円が必要となりますので、予めご了承ください。
また、台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用下さい。

お申込み・
お問い合わせ先

八尾商工会議所 総務部 業務課

〒581-0006 八尾市清水町1-1-6 TEL 072-922-1181 FAX 072-922-8828

【参加票について】

FAXを送信いただいた後、当所から3日以内に参加票を送付いたします。万が一、参加票が届かない場合は、恐れ入りますが事務局までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

八尾商工会議所 総務部 業務課 行 (FAX 072-922-8828)

採用方法・消費税軽減税率セミナー参加申込書

事業所名		T E L	
所在地	(〒 -)	F A X	
メー ル	@	八尾商工会議所メールマガジン(□要 □不要)	
参加者①	(部署・役職)	(フリガナ) (氏 名)	
参加者②	(部署・役職)	(フリガナ) (氏 名)	
参加者③	(部署・役職)	(フリガナ) (氏 名)	

※ご記入いただいた個人情報は、当セミナー運営に必要な範囲で利用させていただきます。また、八尾商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。